

# 農地海岸の維持管理

(海岸法第1条)

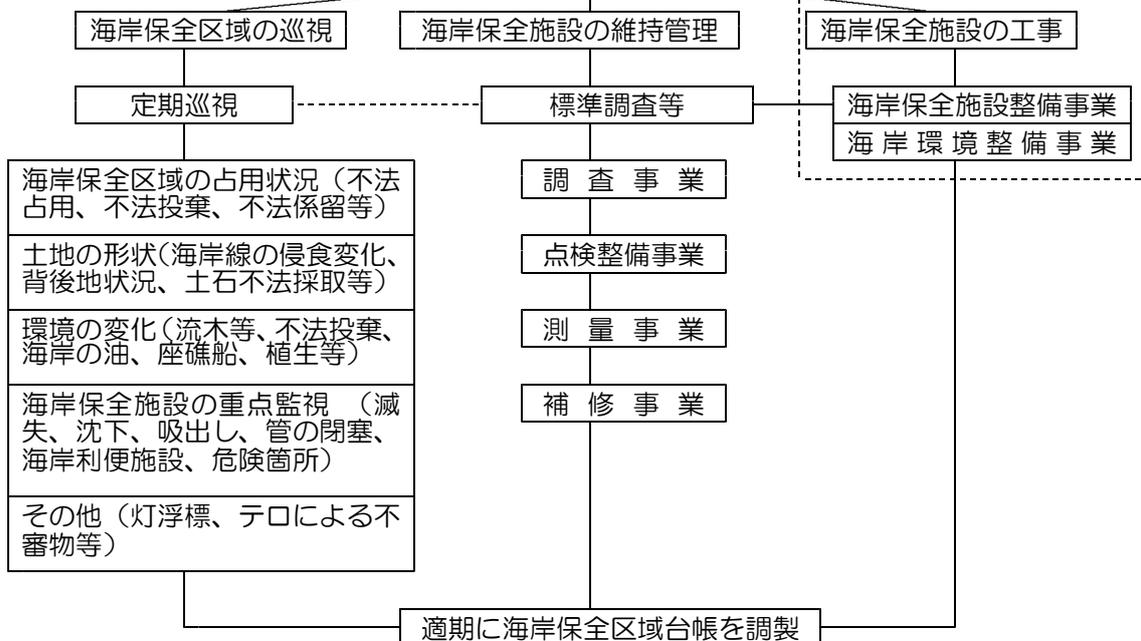
津波、高潮、波浪による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

(法第3条)

知事は海岸保全区域を指定

(法第5条)

管理は知事が行うものとする



定期巡視



「海岸保全施設の損傷」

定期巡視



「不法係留」

調査事業



「護岸のひび割れ調査」

点検整備事業



「開閉器への注油」

測量事業



「境界標の設置」

補修事業



「ラック棒の取替え」